

帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人ら（父母及び子）のうち、心臓機能障害等を有し避難先で入通院を繰り返した申立人子並びに申立人子を介護するとともに不眠症及びうつ病に罹患した申立人母について、平成27年12月に新居を購入し、同所での居住を開始した後も、平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分（時期及び申立人子の障害の程度に応じて、申立人子につき3割又は5割、申立人母につき2割又は3割）が賠償されたほか、平成29年8月分までの生命身体的損害（入通院慰謝料）等が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（弁護士費用を含む。）及び期間に対する和解金として金559万1849円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ、本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月20日

（仲介委員 國重慎二）

H〇〇-〇

申立人 X 1

損害項目	摘要	期間	金額
精神的損害	要介護増額	H23. 3～H25. 2	¥720, 000
		H25. 3～H27. 12	¥1, 700, 000
		H28. 1～H29. 5	¥510, 000
生命身体の損害	入院慰謝料	H24. 7～H29. 9	¥447, 000
	通院慰謝料	H24. 3～H29. 8	¥192, 000
	通院付添費	H24. 3～H29. 8	¥84, 480
小計			¥3, 653, 480

申立人 X 3

損害項目	摘要	期間	金額
精神的損害	介護増額	H24. 3～H27. 12	¥1, 380, 000
		H28. 1～H29. 5	¥340, 000
生命身体の損害	通院慰謝料	H26. 9～H29. 8	¥55, 500
小計			¥1, 775, 500

損害額合計 ¥5, 428, 980

弁護士費用 ¥162, 869

和解金額合計 ¥5, 591, 849